主本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中一六〇日を原判決の刑に算入する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人鎌田正聰作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

第一 控訴趣意第一について

論旨は、原判決が有罪認定をした原判示第二及び同第四の各強姦の事実について被害者がした本件各告訴は、いずれも被害を受けたときから六か月の期間経過後になされたものであるところ、被害者は、原判示第二の被害当時、犯人の額、姿などを目撃し、犯人が何人であるか気をつければ特定し得る状況にあったみられるし、仮にその時点では特定できなかったとしても、遅くとも原判示第四の被害当時には、これを知っていたか又は極めて容易に知ることができる状況にあったから、右各告訴は、いずれにしても告訴期間経過後にされた無効のものというであり、結局両事実については公訴提起の手続がその規定に違反し無効であって、その公訴を棄却しなかった原判決には不法に公訴を受理した違法がある、というのである。

そこで、検討するのに、関係証拠によると、原判示第二の犯行日は平成七年四月一五日で、これに対する告訴は同八年五月一六日に、また同第四の犯行日は同七年一〇月二二日で、これに対する告訴は同八年五月二二日にそれぞれされているから、両告訴とも、犯行時から六か月以上の期間経過後にされていることは明らかである。ところで、親告罪の告訴期間は、「犯人を知った」日から六か月と定められているところ(刑訴法二三五条一項本文)、本件被害者は、右各被害当時、犯人と顔を合わせ、その人相、風体等を認識したと認められるから、本件では右の各被害時に「犯人を知った」と認めるべきではないかという疑問が生じないではない。

以上の観点から本件各告訴の効力を検討すると、本件の場合、被害者が原判示第 二及び同第四の犯人を知ったのは、被告人が逮捕された平成八年四月二日以降のこ とと認めるのが相当である。すなわち、関係証拠によると、被害者は、右各被害当 時、犯人と顔を合わせ、その人相、風体等を認識したことは間違いなく、加えて、

犯人である被告人は、平成七年三月以降、暴力団関係者でAという偽名を名乗って、現金をせびり取るために度々被害者を呼び出して会っていて、そうした機会が 原判示第二の姦淫の犯行の前に一回、同第四の姦淫の犯行の前に四回程度はあった とみられるから、被害者にとって、犯人の識別という点に限ってみれば、知識が不 足していたとは思われない。しかし、本件犯行では、脅迫行為の内容として、被害 者の娘の家庭生活に対する加害行為を暗示する脅し文句が用いられており、そのた め被害者としては、犯人と被害者の娘との関係や、あるいは告訴が娘の家庭生活に 及ぼす影響等について多少とも知識を得た上でなければ、告訴するか否かを決める ことができない状況にあったと考えられる。すなわち、関係証拠によれば、被告人 は、昭和六二年ころから被害者の娘のBと情交関係を持ち、同人がその後他の男性 と婚姻して子供を産んだ後もその関係を続け、そうした関係の中で、Bの弟が交通 事故で死亡して両親に多額の保険金が入ったとの事情を聞き覚えていたためにその 金に狙いをつけ、暴力団関係者でAと偽名を名乗って被害者を呼び出し、脅迫して いたものであること、その際被告人が用いた主たる脅迫文言は、被害者の娘である Bが、実は暴力団員の「C」という者と不倫関係にあり、産まれている子供も本当 は不倫相手のCとの間の子供であるとし、これを種に夫への口止め料を要求するというものであったこと、そこで被害者としては、これを断れば既に結婚して子供も 産まれている娘の平穏な家庭生活を壊す結果になるのではないかと畏怖し、金員交 付に応じてきたこと、ところがそうした一連の恐喝行為の途中、金員喝取と同じ機 会に原判示第二、第四のとおり強姦の被害を受けたこと、それらの犯行時に、 人の思惑の中には、強姦しておけば被害者本人から警察に被害届をする心配が少なくなるだろうとの計算が加わっており、被害者においても自らの強姦被害を夫に知られたくなく、そのことのために届け出をし難い気持ちが強まっていたこと、しかし基本的には、犯人から聞かされたBと「C」との間の情交関係のことをBから記しませれた東陸があった。 聞かされた事情があったために、もし警察に強姦や恐喝の被害を届け出れば右の関 係がBの夫などに知れて、その家庭生活を壊す結果になるのではないかと恐れ、そ のためもう少し犯人の素性とか告訴が娘とその家庭に及ぼす影響等の点が分かるま では、告訴するかどうかを決めかねるといった状態のまま日時を経過し、被告人の

所論は、被害者が原判示第二及び同第四の各被害当時、少し気をつけて娘のBと協議すれば犯人がBの交際相手本人であることは容易に分かった筈であるから、その時点で犯人を知ったと認めるべきではないかと主張する。しかし、刑訴法二三五条は、「犯人を知った日」からと規定していて、「犯人を知り得べき日」からと規定していないし、実質的にみても、気をつければ容易に犯人を特定し得る状況があったとしても、現実にまだ犯人を知らない以上、告訴するか否かを決めることはあったとしても、現実にまだ犯人を知らない以上、告訴するか否かを決めることは前記の判断結果に影響を及ぼすものではない。所論は採用できない。

以上の次第であるから論旨は理由がない。

第二 控訴趣意第二について

論旨は、要するに、被告人を懲役六年に処した原判決の量刑は重すぎて不当である、というのである。

そこで、原審記録及び当審における事実取調べの結果を合わせて検討するのに、本件は、被告人が、平成七年四月から同八年三月までの前後約一年位の間に、同一の被害者に対して次々と加えた強姦、準強姦等三件、恐喝、同未遂等三件、暴行の合計七件の犯行を内容とする事案である。そして、一連の犯行の最後に、被告人が共犯者らとともにまとまった現金を喝取しようとして六〇〇万円を要求したため、思いあまった被害者が夫に後事を託す趣旨の電話をかけ、それがもとで警察に届け出てようやく発覚したという経過のものである。

犯行の動機、経過と態様等の詳細は、関係証拠によれば、原判決が詳しく判示し ているとおりと認められる。すなわち、被告人は、かつてトラックを保有し、運送 会社と傭車契約を結んで稼働していたが、多額の負債を抱えて破産し、その際清算 未了で残った妻名義の借金や義母からの借金等の返済資金、妻と四人の子供がいる 家族の生活費等に窮したために、金策方法を思案するうち、かねて妻子がある被告 人と不倫関係にあった女性から、同女の母親が息子の交通事故による死亡保険金を まとまって手にしたことを聞き覚えていて、これを奪いとることを企て、当初は娘 の不始末を口実にして母親を呼びだし、本当は自分がその情交相手であるのにその ことを秘しつつ、娘はその夫以外の暴力団員と不倫関係にあり、同女の子供は実は その暴力団員との間の子供てあるなどと告げて口止め料を要求し、そのことを娘の 夫に分からないようにするためには黙って要求に従うほかないと被害者を畏怖させ て六〇万円を喝取したのを手始めとして(原判示第一)、次々と金員の喝取(原判示第三)あるいは要求(原判示第七)を繰り返し、事故死した息子の生命に代わる とでもいうべき高額の金員を巻き上げたのである。自らの不倫関係を棚に上げ、こ れを脅しに使って金員を巻き上げようとする発想ははなはだ卑劣であるだけでなく、娘の家庭の平穏を願って被告人からの呼び出しに応じた母親をホテルに連れ込 んで姦淫し(原判示第二、第四)、加えて同女が衣服を身につける姿態を写真にと るなどの手段まで用いて、同女の口から被害の届け出をし難い状態に陥れ、この状態につけこんで、長期間、原判示どおり一連の犯行を続けたのである。母親の対応にも問題がないとはいえないにしても、そういう弱い母親の心情を手玉にとって、強姦及び準強姦を繰り返したほか、起訴分だけで二六〇万円の恐喝と六〇〇万円の 恐喝未遂をし、パワーリスト(布製袋の中に砂鉄を詰めた運動用具で、重量は約-キログラム)で多数回殴打するなど、いわばむごい仕打ちの限りを尽くしたともい えるのであって、犯行態様の非道さには唖然とさせられるものがある。姦淫の被害 を夫に相談することもできず、一人苦しみ続けた被害者である母親の肉体的、精神 でなく、被害者にとっては息子の死亡と引き換えに手に入った性質の金員であるだけでなく、被害者にとっては息子の死亡と引き換えに手に入った性質の金員であってみれば、かけがえのないものであった筈で、これをなすすべもなく被告人に巻き上げられ、思いあまった同女が、こうなっては家に帰ることもならず、死ぬ以外に方法はないとまで思い詰めて、最後に夫に電話をかけ、後事を託そうとした心情はただちだったよい。それなのに、被害者に対して何ら過害賠償的財策の世 だただ哀れというほかない。それなのに、被害者に対して何ら損害賠償や慰籍の措 置が講じられておらず、また今後講じられる見込みもない。被害者が被告人の厳重 な処罰を希望しているのは当然といえる。このような事情に照らすと、被告人の責任がことのほか重大なことはいうまでもない。反面、被告人が今では本件を反省していること、前科前歴がないこと、被告人にも養っていかなければならない四人の 子供がいることなど、酌むべき事情は十分考慮するが、それにしても、被告人を懲 役六年に処した原判決の量刑はやむを得ないものであって、これが重すぎて不当で あるとは到底いえないことが明らかである(なお、原判決が原判示第三の事実にお いて、ホテル「D」の所在地を神奈川県相模原市ab番地のcとしているのは同市 d e 番地の f の誤りと認められるが、右の点は判決に影響を及ぼすものではもとよ

りない。)。論旨は理由がない。 よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、刑法二一条を適用して当審に おける未決勾留日数中一六〇日を原判決の刑に算入し、当審における訴訟費用は刑 訴法一八一条一項ただし書を適用して被告人に負担させないこととし、主文のとお り判決する。

検察官 山田弘司 公判出席

(裁判長裁判官 秋山規雄 裁判官 下山保男 裁判官 福崎伸一郎)